

令和4年度  
東京都子供・若者支援協議会  
代表者会議

令和5年3月24日（金）

オンライン開催

午前10時30分開会

○下出若年支援課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から東京都子供・若者支援協議会代表者会議を開催させていただきます。

皆さま、本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めます、東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課長の下出と申します。どうぞよろしく願いいたします。

この会議は都の附属機関となっております、本日の会議は原則公開とさせていただきます。議事録についても同様の扱いとなります。

なお、議事録につきましては、協議会終了後、委員の皆さまにご確認いただいた後、公開させていただきます。

本日、傍聴の方は0名となっております。

本日の会議は、オンラインで実施をいたします。オンライン参加の皆さまにおかれましては、操作等でご不明な点等がございましたら、チャット機能又は電話によりまして事務局までお知らせ願います。

なお、本日、オンライン参加の皆さまが多くなっておりますので、ご発言、ご質問をいただく際は挙手をしていただきまして、司会から声が掛かりましたら、先にご所属とお名前を言っていた上でご発言をお願いいたします。ご発言の際は、マイクのミュートを解除してからご発言をお願いいたします。

次に、資料の確認でございますが、オンライン参加の皆さまには事前にメールで送付をさせていただきました。画面上でも投影をしておりますので、適宜ご確認願います。

それでは、初めに、当協議会の会長であります東京都生活文化スポーツ局 米今若年支援担当部長よりごあいさつを申し上げます。

○米今若年支援担当部長 本協議会の会長を務めさせていただいております、ただ今紹介にあずかりました米今でございます。よろしくお願いいたします。

皆さま方には、日ごろより東京都の青少年行政の推進にご理解、ご協力をいただくとともに、それぞれのお立場から子供・若者の支援に取り組んでいただき厚く御礼申し上げます。

また、本日は、ご多用のところ、本協議会にご参加いただき誠にありがとうございます。

さて、この東京都子供・若者支援協議会は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的、かつ、円滑に実施することを目的としております。設置以来、各

機関の皆さまと、子供や若者の支援に係る取り組みや課題等について、情報共有や意見交換を行いながら連携強化を図ってまいりました。

ご案内のとおり、今日、子供・若者を取り巻く環境は、同世代人口の減少、家族構成の多様化、情報通信環境の急激な変化、国際化の進展、また、近年のコロナ禍、物価高等の経済状況の変化などによりめまぐるしく変化してきており、社会的自立に困難を有する若者の持つ背景は、これまで以上に複雑で多様な状況になっております。

また、コロナ禍で一層拍車の掛かった孤独・孤立の問題は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るものです。孤独を感じ、社会や家庭で孤立した子供・若者の支援を求める声を迅速に捉えていく仕組みを構築し、誰一人取り残さない社会をつくっていくことも必要でございます。

このような状況下、さまざまな困難を有する子供・若者への支援につきましては、関係団体、機関、それぞれの情報を適切に共有し、さらに有機的に連携していくことが大変重要だと思っております。

本日の東京都子供・若者支援協議会では、令和2年4月に作成いたしました東京都子供・若者計画（第2期）の進捗状況をご報告させていただいた後、国の内閣官房及び内閣府から孤独・孤立対策推進法案や、子供・若者育成支援推進大綱等のご説明をいただきます。

次いで、1月に策定しました東京都の基本計画となる『未来の東京』戦略 version up 2023』や、都政の政策全般を子供目線で捉え直しました「こども未来アクション」、中間見直しの時期を迎えております「東京都子供・子育て支援総合計画」の進捗状況等も情報共有させていただきたいと思っております。

本協議会で各関係機関が行うさまざまな取り組みを共有することで、支援に関わる皆さまの連携強化を図り、子供・若者施策の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○下出若年支援課長 本日の出席者につきましては、資料の2、出席者名簿のとおりとなっております。

なお、今回の会議より東京都子供政策連携室様に本協議会の委員としてご参加いただくことになりました。新しく委員になられました子供政策連携室様にごあいさつをいただきたいと思います。それでは、子供政策調整担当部長山本委員、お願いいたします。

○山本子供政策調整担当部長 東京都子供政策連携室子供政策調整担当部長の山本でございます

す。日ごろより、東京都の子供政策についてご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

子供政策連携室は、昨年4月の発足以来、子供との対話を繰り返し実践してまいりました。それらを踏まえまして、今回、子供目線で捉え直した政策の現在地と、子供との対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション」を本年1月30日に公表いたしました。今後も、この「こども未来アクション」を基軸といたしまして、子供との対話を続けまして、子供の意見を政策に反映させていくことで子供政策のバージョンアップを図ってまいります。本日はよろしく願いいたします。

○下出若年支援課長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○米今若年支援担当部長 それでは、議事を進めていきたいと思えます。最初に次第3、議題(1)「東京都子供・若者計画」(第2期)の進捗状況となります。

令和2年4月に改定した本計画でございますが、今年度は計画中間年でありまして、次期改定に向け課題整理を行っております。それに先立ちまして、計画に記載の各事業につきまして、現在の進捗状況を各局の皆さまにご回答いただきました。どうもありがとうございました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

進捗状況を取りまとめた中で、多く見られた課題等を事務局よりご報告いたします。資料3をご覧ください。

○下出若年支援課長 それでは、「東京都子供・若者計画」(第2期)の進捗状況のご報告をさせていただきます。関係局の皆さまにおかれましては、本調査にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

まず、子供・若者計画の概要と経緯を簡単にご説明させていただきます。

令和2年4月、「東京都子供・若者計画」を改定し、第2期計画を策定いたしました。策定に当たりましては、知事から東京都青少年問題協議会に対しまして、計画改定について諮問を行いまして、審議、答申を経て取りまとめたものでございます。

計画期間は、令和2年度から6年度までの5年間としまして、全ての子供・若者が青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援することを理念といたしております。

改定の際には、令和元年度に開催した本協議会におきましても、各委員からご意見をいただいております。誠にありがとうございます。

計画におきましては、取り組みの視点として、「全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援」、「社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援」、「子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備」の3つの方針を掲げまして、各施策を分類しております。

計画では、また、中間年を目途に、各施策の進捗状況を基に、次期計画において見直しを行う上での課題整理等を行っていくとしております。今年度がその中間年に当たりますため、毎年度実施しております計画掲載事業の進捗状況調査につきまして、調査結果の一部を抽出し、事業上の課題や今後の方向性を分類、整理の上、資料3にまとめてございます。

なお、計画には非常に多くの事業が掲載されておまして、事業を取り巻く環境はそれぞれ異なります。資料3にお示ししました内容は、進捗状況調査の結果の一部につきまして、課題や今後の方向性を分類、整理したものでございまして、子供・若者支援全体や、個々の事業における課題や方向性を規定したというものではないことにご留意を願います。

本日、併せまして、令和2年4月の計画改定後に策定された、又は、検討が開始された子供・若者関係の主な計画等につきまして、所管の機関、部署から課題を中心に紹介いただく予定でございます。そうしますことで、今後の計画改定に向けまして、皆さまと課題認識を共有してまいりたいと考えております。

資料になりますが、今回取りまとめた課題のポイントは大きく分けて2つございます。

まず、1、子供・若者計画の改定後に見られた特徴的な課題でございます。

令和2年4月の計画改定の直前から始まりました新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、改定当時は想定していなかったコロナの影響による課題を挙げる取り組みが多く見受けられたところでございます。

コロナ禍への対応に関する課題といたしましては、資料にありますとおり、感染症対策を施した事業の実施、感染症対策の周知やイベント参加者数、利用者数の減少などを挙げる回答がございました。

今後の方向性といたしましては、基本的な感染予防策の実施はもとより、オンラインによる相談、研修等の実施、非接触型ツールの活用、オンライン実習プログラムの開発、研修等を通じた相談対応力の向上などを挙げる回答があったところでございます。

また、その2番目、コロナ禍への対応の課題と、ある程度、表裏の関係にはございますが、社会のデジタル化、オンライン化の進展に伴いまして、デジタル化に関する課題を挙げる取り組みがあったところでございます。具体的には、資料にありますとおり、コロナ禍への対応はもちろん、制度変更への対応、速やかな支援の実施、また、例えば引きこもりなど、社会的自立に課題を抱える若者等への対応として、オンライン等を活用するといった回答もあったところでございます。

今後の方向性としましては、資料をご覧のとおりでございまして、オンラインによる相談、研修等の実施、資料等のデジタル化、アプリ開発、オンライン申請や審査の在り方の検討、オンライン動画と対面指導を組み合わせた講座の実施の検討といった方向性を挙げる回答があったところでございます。

一方で、相談や交流会等の取り組みにおきましては、オフラインへの取り組みのニーズやメリットを挙げる回答もあったことを申し添えておきます。

次のページにまいります。次の課題のポイントのもう一つは、分野は違えども従来からさまざまな事業におきまして共通して見られた課題でございます。いわば永遠のテーマと言えるかもしれませんが、こちらは基本的に毎年の調査結果でも見受けられたものでございまして、例年と比べて大きな変化はございませんでした。具体的には、1、事業効果の向上、2、人材育成と専門性の強化、3、相談しやすい環境の確保、相談対応の向上、4、効果的な広報による事業認知度の向上、5、地域における支援体制整備の促進、6、関係機関とのネットワーク構築や情報共有体制の強化でございます。詳細は後ほどご覧いただければと存じます。

最後になりますが、計画掲載の事業の進捗につきましては、来年度も引き続き調査を行わせていただく予定でございます。

子若計画の次期改定につきましては、こども基本法の成立に伴いまして、4月以降、こども家庭庁の動向や、国におけますこども大綱の策定状況等も踏まえまして、改定の在り方を検討し、対応が決まりましたらお伝えしてまいりますので、引き続きご協力のほどを何とぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○米今若年支援担当部長　それでは、引き続き、東京都子供・若者計画の改定に向けて、各局の皆さまにご協力をお願いしていくこととなりますのでよろしく申し上げます。

なお、最後に質問、ご意見等の時間を設けておりますので、最後に何かありましたら伺え

ばと思います。

続きまして、次第3、議題（2）現在の子供・若者育成支援推進大綱についての説明について、内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（青少年企画担当）、児玉大輔様から説明をいただきます。資料4をご覧ください。

昨年4月に内閣府が作成した子供・若者育成支援推進大綱は、来年度、中間評価を実施する予定でございます。東京都の子供・若者計画の改定に当たりましては、この国の大綱を注視していくことになると思います。今回は、録画による講演となりますので、質疑応答等ございましたら、後ほど取りまとめさせていただきます。後日メール等で委員の皆さまに回答させていただきます。

それでは、ご覧ください。

○児玉青少年担当参事官 皆さん、こんにちは。内閣府政策統括官（政策調整担当）付青少年担当参事官の児玉と申します。私からは、令和3年4月6日に策定しました「子供・若者育成支援推進大綱」について説明します。

本日の説明の構成は、2ページの目次のとおりです。

それでは、3ページをご覧ください。東京都においては、令和2年4月に第2期となる東京都子供・若者計画（第2期）を策定いただいておりますので、政府の「子供・若者育成支援推進大綱」についてもご承知のところと思いますが、まずは、令和3年4月に策定した現大綱のポイントについてご説明します。

4ページをご覧ください。大綱の副題にも表れているとおり、3度目の策定となる現大綱のキーワードは、「居場所」です。

続いて5ページをご覧ください。内閣府では、3年に一度をめぐりに、子供・若者の意識調査を実施しており、こちらは、その結果をグラフにしたものですが、ほっとできる場所、居心地のいい場所を居場所と称するならば、こうした居場所を多く確保しているほど、自己肯定感やチャレンジ精神、将来への希望、社会貢献の意欲を持つ者の割合が高い傾向が見られます。

他方、6ページには、困難に直面した際の相談や支援に対する意向と、居場所の数との関係を示しています。これによると、居場所の数が少ない者、つまり、社会的に孤立しており、支援の必要が高いと考えられる人ほど、誰にも相談したり支援を受けたりしたいと思っていないという結果となっています。

そして、続く7ページにお示ししているとおり、どこにも居場所がないと考えている子供・

若者たちが直近の調査でも5%程度と少なからずいることが明らかになっています。

こうした一連のデータからは、困った時にはここに相談してください、電話してくださいと広報するだけでは支援を届けることが難しいケースがあること、それゆえ、どこにもつながりたいと思っていない人に対してどのようにアプローチをしていくのか、いわゆるアウトリーチについて考える必要があることが浮かび上がってきます。このため、現大綱においては、全ての子供・若者に成長活躍の土台となる居場所が確保されるよう、社会総掛かりで取り組んでいくことを今後の子供・若者育成支援の方向性として副題に示しました。

続いて、8ページをご覧ください。子供・若者の育成支援を社会総掛かりで進めていくためには、子供・若者を取り巻く現下の状況や課題をしっかりと認識し、社会全体で共有しておくことが不可欠です。そこで、現大綱では、子供・若者を取り巻く状況を大きく2つの視点で整理し、現状と課題等を示しています。

視点の1つは、場ごとの状況です。5つの場、子供・若者のファーストプレイスとしての「家庭」、セカンドプレイスとして就学している間は「学校」、働きに出ている方は「働く場」、さらにサードプレイスとして家庭や学校、働く場所のある「地域」、また、コロナ禍において環境整備が低年齢層まで進められている「インターネット空間」を踏まえた5つの場、こちらに分けて整理しています。

もう一つの視点は、社会全体の状況です。複数の場に共通する課題等も存在することから、社会全体を俯瞰（ふかん）して課題となる事項を抽出することが不可欠と考えています。

それでは、9ページをご覧ください。社会全体の状況については、その課題を大きく10個のキーワードで整理し、赤、緑、青の3色で分類しています。赤は、特に懸念される状況というまとまりです。具体的には、生命や安全の危機、望まない孤独や社会的な孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差の拡大といった事項を並べています。緑は、SDGsや多様性、包摂性のある社会づくり、DXの推進と、そのことを前提としたリアルな体験の充実とのバランスある展開など、今後の社会づくりに関する項目を集めています。最後の青は、子供・若者の権利、人権に関する課題群です。令和4年4月からの成年年齢引き下げや、これを受けてますます重要となる子供・若者の意見表明、子供の権利の保障などを列記しています。ポストコロナの時代における国家、社会の形成者をいかにして育成するかという観点からも、こうした事項は極めて重要と考えます。

これらの課題については、それぞれ詳細な分析をしておりますので、具体的には大綱の本文

をお読みいただければと思います。

次に、10 ページをご覧ください。こちらも詳細については、大綱の本文をお読みいただければと思うのですが、子供・若者が過ごす5つの場ごとの状況について、それぞれポイントをお話しさせていただきたいと思います。

まずは、家庭について。虐待の相談対応件数が2015年からの5年間で倍増しています。また、現大綱で初めてヤングケアラーの問題を追加しています。

学校については、自殺、また、いじめの重大事案、いずれも非常に深刻な状況となっています。

続いて11 ページです。地域については、近所での付き合いがあるという割合は、ほぼ一貫して下がり続けています。地域の絆の希薄化ということも引き続きの課題であるところです。

ネット空間については、子供たちの可能性を高めてくれる重要なツールである一方で、子供たち同士が傷つけ合う恐れがあるなど、非常にリスクのあるものでもあります。ネット空間と  
いかに付き合うかは、子供・若者にとって今後ますます重要な課題となってくるでしょう。

最後に、職場に関して、コロナ禍は就職活動の在り方、リモートワークの普及をはじめとする就業形態など、若者の働く場に大きなインパクトを与えています。この部分への対応も、若者支援の文脈においては欠かせないところです。

次に12 ページをご覧ください。これまでの大綱における育成支援の方向性の変遷をお示ししています。現大綱では、前回の大綱の基本的な方針の並び順を変更しています。少し具体的に申し上げます。前の大綱では、5.として、創造的な未来を切り開く子供・若者の応援を掲げておりましたが、これを3番目に移動しました。これは、2番目に掲げています困難を有する子供・若者と、この創造的な未来を切り開く子供・若者は、必ずしも2つに完全に分けられるものではないという認識に立ったものです。特定の分野で高い才能を持っているけれども、心の悩み、体の悩み、あるいは周辺との関係性などに困難を抱えている若者もいます。また、いわゆる出る杭として周りから浮いてしまい、理解されないまま力を発揮できないでいる若者がいたりするということが考えられます。そこで、困難を脱しながら創造的な方に、より力を発揮していただけるようにしてほしいという願いも込めて隣接する場所に移動しました。

これに伴って、社会環境の整備、また、担い手の養成といった事項は、現大綱では4番目、5番目として位置付けられることになりましたが、これらは、それまでに掲げている1番から3番までを支える基盤となるものであるという関係性がより明確になったと考えています。

さらに、5番目に掲げた担い手については、単に養成するだけでなく、持続的に地域で活動いただけるように支援するという観点も追加しています。

続いて13ページをご覧ください。こちらでは、現大綱の基本的な方向性と基本施策についてまとめています。

まずは、全ての子供・若者の健やかな育成の関係では、特に、自然体験、文化体験など体験活動の充実についての記載を増やしています。デジタル化が進展する中で、リアルな体験活動の充実と両面で進めていくことが必要という考えを表した部分です。

次に、困難を有する子供・若者やその家族の支援ということで、今の大綱においては、政府全体で取り組む孤独・孤立対策について新しく記載しています。

14ページに進んでください。創造的な未来を切り開く子供・若者の応援のところでは、STEAM教育の充実、起業家教育や、出る杭になるような突出した才能、異才の応援などの推進について記載しています。

社会環境の整備では、基本的な施策として、居場所づくりの推進の他、子育て支援の充実、地域と学校の協働についても触れています。

そして、担い手の養成支援については、地域活動をやってくださる方が特定の人に限定されている、また、高齢化してきているということもありますので、企業なども巻き込みながら進めていきたいということ、また、データなどを有効に活用していきながら子供たちの支援を進めていくということについて言及しています。

15ページをご覧ください。現大綱のもう一つの大きなポイントは、多様なデータを参考指標として設けることとし、それらを可視化した子供・若者インデックスボードを作成したことです。これを社会全体に共有することで、わが国の子供・若者の現状に係る共通理解を得、そして、社会全体で子供・若者支援を進めていく原動力にしたいと考えています。

なお、このインデックスボードについては、おおむね四半期に1回のペースで更新しています。内閣府のウェブサイトにおいて最新版を公開しておりますので、こちらのほうもぜひご覧になっていただければと思います。

最後に16ページをご覧ください。今後、こども家庭庁において、子供・若者育成支援推進大綱は、他の大綱と併せて、こども大綱という形で一本化される予定です。

また、内閣府で実施していた子供・若者支援に関する事業についても、来年度からは、こども家庭庁の下で実施されます。

こども大綱を含め、令和5年度以降、こども家庭庁で行われる事業については、こども家庭庁設立準備室のホームページにおいて、都道府県主管課長向けの説明動画を公開しておりますので、18ページに記載のURLより必要に応じてご参照いただければと思います。

私からの説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。

○米今若年支援担当部長　続きます、同じく議題（2）孤独・孤立対策推進法について、内閣官房孤独・孤立対策担当室参事官、石川賢司様からご説明いただきます。資料5をご覧ください。

昨年12月末に、孤独・孤立対策の重点計画が改定されました。また、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するための基盤となる法の整備について検討中である旨、示されております。本法案は、通常国会に提出されておまして、令和5年3月3日閣議決定、令和6年4月施行予定となっております。それでは、ご覧ください。

○石川孤独・孤立対策担当室参事官　皆さん、こんにちは。私は、内閣官房の孤独・孤立対策担当室の参事官をしております石川と申します。本日は、孤独・孤立対策推進法案について、ご説明をいたします。お手元に資料が配られているかと思しますので、それをご参照いただきながらと思います。

まず、孤独・孤立対策というタイトルが付けられている資料、横置きの資料をご覧ください。

政府における孤独・孤立対策は、コロナ禍によって孤独・孤立の問題が深刻化、あるいは顕在化する中で、ちょうど2年前になりますけれども、令和3年2月から政府として担当大臣を置き、内閣官房に担当室を置いて、孤独・孤立対策を進めてきたところでございます。

この資料の上のほうに背景としてありますとおり、孤独・孤立の問題は、社会環境の変化によって人と人とのつながりが希薄化し、コロナ禍によって問題が深刻化した中で取り組みを進めてきたということではありますが、先々のことに目を向けますと、今後、単身世帯あるいは単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題が今後深刻化することが懸念されるところであります。そういった意味では、コロナ禍が収束したとしても、政府としては、社会に内在する孤独・孤立の問題に対して必要な対策を着実に実施していくことが必要と考えております。

現状の孤独・孤立対策につきましては、この資料にもありますけれども、孤独・孤立対策の重点計画という政府の計画を一昨年の年末に策定し、昨年末に改定を行ったんですけれども、

この計画において、対策の基本理念なり基本方針を定めているところであります。

実は、この内容が、後ほどご説明する法案の内容にも深く関わるところでございますので、簡単にご説明させていただきますと、孤独・孤立対策の基本理念としては3つございまして、まず1つ目は、孤独・孤立は人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るものであり、社会環境の変化により生じてきた孤独・孤立の問題であるので、当事者が自分で解決するという問題ではなくて、社会全体で対応すべき問題である、こういった考え方になっております。

また、当事者や家族等の立場に立って施策を推進する、孤独・孤立を巡る要因ですとか背景は様々ですので、そういった多様なニーズなり状況に応じてきめ細かく支援をしていく、こういったことが2つ目の考え方です。

3つ目は、信頼できる人と対等につながって「つながり」を実感できるような施策の推進をしていく。これは昨年の改定に当たって盛り込んだ視点なのですが、社会のあらゆる分野に孤独・孤立の視点を入れて、人と人とのつながりをそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくり、日常の様々な場面で孤独・孤立対策の視点でつながりづくりだったり居場所を見つけたりするということができるような社会をつくっていきたい、こういったことを理念として掲げております。

そういった理念の下での具体的な施策の基本となる方針については、4つあるんですけれども、1点目が、支援を求める声を上げやすい社会としていく、予防の観点も含めて施策を推進していくということ。2点目は、上がった声を受け止める相談支援の体制をつくっていくこと。3点目は、見守り・交流の場や居場所を確保し、つながりを実感できる地域づくり、居場所の確保等の取り組みを進めていこうということ。

4点目が、行政だけではなかなかきめ細かく対応というのが困難なケースがありますので、NPOのみならず社会福祉協議会の役割も非常に重要と考えておりますけれども、そういったことも含めてNPO等の活動の支援、さらには、官と民、NPO等の連携の強化をする、こういった観点からの取り組みをしていこうということ、こういう考え方に今、立っております。

今、こういった方針の下で、国レベルでは、関係府省の施策を通じて、内閣官房が司令塔としての総合調整機能を発揮しながら対策を進めているところでありますけれども、対策を進めてきて、この2年経ってみて感じるところは、内閣官房として孤独・孤立対策を実施することのある意味限界のようなものが感じられてきているということでございます。この資料の中でも書いておりますけど、例えば、相談支援のところにあります、孤独・孤立相談ダイヤルにつ

いては、現在、試行として行っております。本格実施の段階ではないということでもあります。

また、NPOの取り組みを今後さらに支援していくに当たって、あるいは、さらに地方においても官民連携のプラットフォームをつくっていくといったことをやっていく上では、内閣官房ではどうしても、モデルをつくったりとか調査研究をしたりとか、そういったような取り組みにとどまるのが実態でありまして、そういった内閣官房としての取り組みから、さらに本格的な取り組みへ施策を推進する上では、やはり国の体制というものも考えていく必要があるということでもあります。

そういった問題意識がありまして、この資料の一番下にありますけれども、孤独・孤立対策を本格実施の段階へ進めていくために、国、さらには地方における安定的・継続的な推進体制を整備するための法整備が必要と考えまして、今回の法案を提出することにしたということでございます。

その法案の概要につきましては、その次のページにあります法案の概要の資料でございます。これは、先日、3月3日に閣議決定されまして、今国会に提出されております。先ほどご紹介しました重点計画における孤独・孤立対策の基本理念なり基本方針と同趣旨の内容が定められているとともに、国あるいは地方においてさらに施策を推進するための体制に関する所要の規定を置いている、そういった内容の法案でございます。

概要資料の基本理念のところにありますけれども、孤独・孤立対策の基本理念として、この対策の中には予防ということも含めてですけれども、対策の基本理念として3つ掲げております。

1つ目が、人生のあらゆる段階で孤独・孤立は何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野で対策の推進を図ること。2つ目が、当事者の立場に立った取り組みを行うこと。3つ目が、当事者等の意向に沿って社会、他者との関わりを当事者が持てるようにして、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを目標として取り組むということでございます。これらは重点計画の基本理念とも共通する内容であります。

また、国等の責務については、地方自治体も含めて責務規定を置き、これは地方公共団体における、区域内における孤独・孤立の施策の推進に関する責務規定を置くこととしております。

また、基本的施策についても幾つか列挙されておりますけれども、特に地方公共団体においても取り組んでいただきたい基本的な施策としては、上から2つ目の国民の理解の増進ですとか、3つ目の相談支援の推進。また、連携・協働として、地方公共団体を含む関係者の連携・

協働を促進するための体制をつくる、これは国や地方の官民連携プラットフォームを想定していますけれども、こういった取り組み。また、支援を行う人材の確保等についての取り組み。この辺りが地方公共団体において取り組んでいただく基本的な施策の方向性を条文として規定するものでございます。

また、推進体制につきましては、国において内閣府に体制を置くということと併せまして、地方公共団体において地域協議会を置くように努めることとしております。個別支援に関する必要な情報交換なり支援に関する協議などを行う場としてこういった仕組みを設け、ここで個人情報取り扱いについても秘密保持義務の規定などを併せて設けることで、安心して個人情報の提供なり共有ができるような中での支援体制づくり、こういったことも条文の中で置くこととしているところでございます。

具体の条文につきましては、参考資料で添付しておりますので、時間の関係で、また後ほどご覧いただきたいと思っておりますけれども、こういった法案を整備することによりまして、孤独・孤立対策を安定的・継続的に進めていくということ、また、地方における取り組みをさらに進めていく、地方公共団体の責務などを規定することによりまして、地方公共団体の役割が明確になり、そういったところから地方における取り組みがさらに広がっていく、こういったことも期待している、そんな内容の法案でございます。

まだ国会審議がこれからでありますけれども、この法案が成立すれば、施行期日は令和6年4月1日としています。施行に向けて準備を進めていく必要が生じますけれども、その際には、地方公共団体の現場の実情なりご意見も伺いながら、この法律に基づくさらなる推進体制や施策の推進をしていきたいと思っておりますので、皆さま方のご理解、ご協力を引き続き頂ければ幸いに存じます。

説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

○米今若年支援担当部長 以上が内閣府と内閣官房の講演となります。何か本議題につきまして、ご質問がある方がいらっしゃいましたらご発言をお願いいたします。

それでは、最後に時間を取ってありますので、もし、ご質問等あれば、最後にまた聞かさせていただければと思います。

それでは、続きまして、次第3、議題（3）関連の取り組み状況について、に移ります。

今回の会議では、次期の「東京都子供・若者計画」を見据え、子若計画の改定（令和2年4月）後に策定された計画や検討中の取り組みのうち、子供・若者に関する課題を中心に、所管

の機関、部署からご紹介いただきます。

それでは、まず、政策企画局から「『未来の東京』戦略 version up 2023」についてご説明いただきます。

資料6をご覧ください。

それでは、政策企画局計画調整部計画調整担当課長、田中様、よろしくお願いいたします。

○田中計画調整担当課長 はい、それでは、私より「『未来の東京』戦略」についてご説明のほうをさせていただきます。

これからお話しします「『未来の東京』戦略」でございます。「子供・若者計画」が令和2年4月に策定されました。その後、令和3年3月に東京都の新たな長期戦略として公表のほうをさせていただきます。ちょうど左端の下の部分でございますのが、その時の戦略の表紙になってございますが、この戦略は、まさに新型コロナの真っ最中の中で策定されたものになってございまして、その基本的なスタンスといたしまして、左上をご覧くださいいただければと思うんですけども、緑のボックスの中ですね。

1つ目のポツ、サステイナブル・リカバリーということで、すなわち、コロナ禍からのより良い復興と持続可能な復興を目指すこと等々、戦略を展開するスタンスとして掲げてございます。先ほど来、お話のありました孤独・孤立と、コロナ禍でいろいろなつながりが分断されている中、そういったつながりをもう1回取り戻そうと、回復させていこうというようなこと等々をスタンスといたしまして戦略のほうをつくっているというところでございます。

戦略は、その後、今、矢印で右上に向かって上がっておりますけれども、戦略はその後の状況の変化を捉えまして、毎年、政策のバージョンアップのほうを行っております、本年1月には version up 2023 というものを策定のほうをして公表したところでございます。次のページ、よろしくお願いいたします。

次から、具体的にどのような戦略が掲げられているのかというところを見ていきます。「子供・若者計画」に係る施策といたしましては、まずは、戦略の一丁目一番地として掲げました戦略の1、「子供の笑顔のための戦略」が挙げられます。なお、この「『未来の東京』戦略」は、戦略が0～20までの全てで21の戦略があるんですけども、その一丁目一番地として子供の笑顔ということを掲げてございます。

こちら、上段に白抜きの文字で「子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京」というところで、目指すべき東京の姿を掲げさせていただいております。

その後、下のほうで、1、2、3と振られております、そのために行う行政の政策の大きな方向性を示しております、例えば1として、「子供や子育て世帯に寄り添ってあらゆる負担を徹底的にサポートする」というような形で表しているというところでございます。こちらが大きな方向性というふうになってございます。次のページ、お願いいたします。

今のお話以外にも、例えば、こちら戦略7ということで、『住まい』と『地域』を大切にす戦略」ということですね。先ほど来、お話のあった居場所についての戦略のほうになってございます。赤枠で囲っているところをご覧いただければと思うんですけども、悩みや不安を抱える人が社会から孤立しないよううんぬんということで、孤独・孤立に関する政策についても、こちらのほうで掲げているというようなところがございます。

一番下段の水色の箱の中を見ていただければと思うんですけど、こちら、記載のとおり、他にも戦略2で「子供の『伸びる・育つ』応援戦略」、こちらは教育関係の戦略ですとか、戦略5「誰もが輝く働き方実現戦略」ということで、こちらは就労関係の戦略でございますけれども、いろいろと子供・若者に関する政策、戦略のほうを幅広く展開することとしてございます。次のページをお願いいたします。

ここからは、各戦略の中身にどのようなことが書かれているのかということをご概略的にお話のほうをさせていただければと思います。例えば、こちらのページでございます。上段の方に、先ほど内閣府官房さんの方からご説明のありましたとおり、いろいろデータの方を示されてきました。我々の方もデータの方ということで、例えば左上、生活困窮者の増加の件であるとか、上段、真ん中でございますけれども、自殺者数が増加していると、特に女性ですとか若年層の自殺が増加しているとか、こういったデータを提示した上で、その対策として、こちら孤独・孤立のものでございますけれども、下段のほうにさまざまな施策を列挙のほうをさせていただいております。

こちらのページが先ほど申し上げました一番最初に、令和3年3月につくりました孤独・孤立に関する政策になるんですけども、最新版といたしまして、次のページ、お願いいたします。

こちらが現在、現在のバージョンアップをいたしました孤独・孤立に関する政策、セーフティネット関係の政策をまとめたページとなっております。このページと次のページにあるんですけども、上段のピンクのボックスに書いてありますとおり、孤独に苦しむ若年層への自殺対策の強化を図る等々ありまして、孤独・孤立への取り組みを一層強化するということです。

ね。毎年、施策のほうを強化のほうをしてございます。

その1個下の部分、白いボックスの中でございます。都としましても、戦略のほうをバージョンアップする以外にも、令和4年度は特に補正予算の方を組みまして、経済的に厳しい環境に置かれた方へ、様々な緊急支援のほうを実施してまいりましたが、さらにそれを2023年に向けてバージョンアップするということで、ちょうど真ん中部分がございますけれども、引き続きということで、様々な困難を抱える方の状況に応じた支援を一層充実させることを掲げさせていただきます。

具体的には、その左下の部分でございますけれども、包括的な自殺総合対策を強化していくということ。若者関係で言いますと、ピンクのボックスの上から2番目の・(ポツ)にありますとおり、大学などにおきまして自殺対策の推進のための動画コンテンツを作成するなど、若年層の自殺対策を強化することですとか、あるいは、右下になります、様々な居場所づくりという、水色のボックスでございますけれども、日本語を母語としない子供等が集う「多文化キッズサロン」ですとか、あるいは、孤独・孤立を、などを感じる子供・子育て家庭が孤立しないように、SNS上で医師などに相談可能な「バーチャルな居場所」づくりをするなど、こういった形で政策のほう、強化をしているというところでございます。次のページ、お願いいたします。

今のページは、どちらかという分野横断的な取り組みでございますけれども、それ以外にも個々の方々の状況に応じてということで、子供・若者、女性ですとか、それぞれの方々の孤独・孤立対策のほうを強化をしております、「子供・若者計画」に関しては、子供・若者というところで赤い枠で囲っているような形で、いろいろな取り組みを強化しているというところでございます。次のページ、お願いいたします。

最後のページになりますけれども、こちら、今の孤独・孤立対策以外にもチルドレンファーストの社会ということで、全ての子供が自分らしく健やかに成長できる社会づくりということで、不登校、いじめ問題、ヤングケアラーへの支援ですとか、あるいは、先ほどお話がございました、ちょうど緑の真ん中の部分でございます。字が小さいんですけど、「得意な才能を伸ばす教育等」、こういったことでいろいろ政策のほうを掲げてございます。

最後、一番下の水色のボックスでございますけれども、他にも「英語環境学習の充実による英語力の向上」ですとか、あるいは、「異次元のスタートアップ戦略による若者の起業支援」等々、繰り返しになりますが、幅広に子供・若者に関する政策の強化をしているというところ

でございます。

以上が『未来の東京』戦略と子供・若者に関する箇所の紹介になりますけれども、先ほど来、申し上げておりました、『未来の東京』戦略、一丁目一番地に子供を掲げまして、チルドレンファーストの社会を目指すとしまして、全ての子供たちが笑顔になれる社会の実現に向けて取り組むことを掲げておりました、「子供・若者計画」とも軌を一にしながら、今後も取り組みのほうを進めてまいりたいと考えてございます。簡単ですが、以上で説明のほうを終わります。ありがとうございました。

○米今若年支援担当部長 ありがとうございました。

続きまして、子供政策連携室から「こども未来アクション」についてご説明いただきます。資料7をご覧ください。

それでは、子供政策連携室子供政策調整担当課長、渡邊様、よろしくお願ひします。

○渡邊子供政策調整担当課長 子供政策連携室、渡邊と申します。本日は、お時間頂きましてありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

先ほど、当室の部長、山本のほうからもお話がございました「こども未来アクション」につきまして、その概要版を用いましてご説明をさせていただければと思います。

現在、画面に映し出されているところが1ページ目でございますが、「こども未来アクション」では、子供政策の推進に当たりまして、子供の意見を踏まえ、政策の内容を弾力的にバージョンアップしていくことを基軸に据えております。資料の左上に記載をいたしました子供の意見に基づく子供政策の推進というところでございますが、この3つの取り組みをサイクルとして回していくことで継続的に子供目線に立った取り組みを推進してまいります。

また、今回の「こども未来アクション」を大きく特徴付けるものとして、主に子供を対象として分かりやすく政策を記載したいいわゆる子供ページというものを設けてございます。一部でございますが、資料の下段にピックアップしたものを付けております。今後は、様々な形で子供との対話を実践する際のツールとしての活用も見据え、子供自身が手に取りやすいように、分かりやすい言葉で柔らかいタッチのイラストとともに、ダイジェスト的にまとめたというところでございます。続きまして、2ページをお願いいたします。

今回の「こども未来アクション」の策定に当たりましては、子供が普段過ごしている地域の居場所に出向きヒアリングをするなど、そこに記載のある3つの手法により4歳から18歳までの2,500人を超える子供から意見、提案を聞いてまいりました。これらの取り組みで聴き取

った子供の声の一部を資料、こちらに掲載をさせていただいているところでございます。続きまして3ページをお願いいたします。

既存の枠組みでは、なかなか対応が困難なテーマごとに組成された都庁内の関係各局からなる組織横断の7つの推進チームによるリーディングプロジェクトと、その取り組みの内容について紹介をしているところでございます。具体的な内容につきましては、次の4ページに記載がございます。

具体的な内容については、こちら、7つのチームということで、乳幼児期の子育ち、幼稚園や保育所の関係であったり、子供の笑顔につながる「遊び」の推進、あと、下段に5つ並んでおりますが、子育てのつながり創出、子供を事故から守る環境づくり、ヤングケアラーであったり、外国籍の子供、日本語を母語としない子供たちの支援であったり、あとは、ユースヘルスケア、子供たちの健康の部分ですね、そういったものをリーディングプロジェクトとして掲げてございます。

また、最下段にございます7つの推進チームに加えまして、新たに学齢期の子育ちに関する推進というところで、フリースクール等に通う子供であったり、支援団体へのアウトリーチ型のヒアリング、国内外の先進事例調査等を通じて、子供目線に立った政策の企画立案を実践してまいります。最後に資料の5ページ、お願いいたします。

今回の「こども未来アクション」で整理した子供政策の全体像でございます。今回、概要版ということで抜粋をいろいろさせていただいているところでございますが、製本版では、都庁内の各局の施策を分野ごとに詳細に記載しております。

なお、「こども未来アクション」の製本版は、子供政策連携室のホームページでデジタルブックで公開をさせていただいております。今後、子供や子育て世代が手に取ることができるように地域の居場所等にも配布することを予定しております。

今後とも「こども未来アクション」を活用しながら、ニーズに即した子供政策のブラッシュアップを図っていきたいと考えております。

「こども未来アクション」の説明は以上となります。ありがとうございました。

○米今若年支援担当部長 どうもありがとうございました。

続きまして、福祉保健局から「東京都子供・子育て支援総合計画」(第2期)の中間見直しについてご説明いただきます。資料8をご覧ください。

それでは、福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長、小林様、よろしくお願

いたします。

○小林子供・子育て計画担当課長 よろしく願いいたします。

少子社会対策部長の奈良部に代わりまして、私のほうから「子供・子育て支援総合計画」の中間の見直しについてご報告をさせていただきます。

本計画でございますけれども、子ども・子育て支援法、その他の法律に基づき策定いたします法定計画でございます。福祉、保健、医療、雇用、教育などにわたる子供・子育て支援の総合計画となっております。

また、「子供・若者計画」の他、「『未来の東京』戦略 version up 2023」、「こども未来アクション」との整合、連携を図って策定をしているところでございます。

この計画の計画期間でございますけれども、令和2年度から6年度までの5年間になっておりまして、中間年に当たる今年度に見直しを行うこととなっております。

今回の中間の見直しのポイントでございますけれども、1点目が、少子化の進行や、コロナ禍の影響などを踏まえ、子供・子育て施策を一層充実、新規拡充策を反映いたしました。

2点目といたしまして、保育サービス、学童クラブに関する目標を更新する予定でございます。

3点目といたしまして、子供の意見聴取の取り組みを実施いたしました。

この3点が大きなポイントというふうになっております。

この計画では、資料の右側に記載しておりますけれども、5つの目標を定めておりまして、今回、新たに目標1のところの5つ目の丸でございますけれども、こちらに子供の育ちへの切れ目ない支援、また、目標4の2つ目の丸といたしまして、ヤングケアラーの支援と、新たな項目を追加いたしました他、こうした各項目に対応して新たな取り組みを位置付けております。

本計画の見直しに当たりましては、子供の意見を聞くこととしておりまして、出前授業や子供の居場所インタビュー調査を実施いたしました。

また、2月の末日まで都民の皆さまからのご意見を募集しておりまして、計964名の方からのご意見を頂戴したところです。

本日、午後、「東京都子供・子育て会議」を予定しておりまして、こちらのほうでご審議をいただき、3月末に確定と公表をする予定でございます。

引き続き、関係機関の皆さまと連携して計画を推進してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○米今若年支援担当部長 ありがとうございます。

続きまして、当局都民安全推進部から、現在、議論をしております第 33 期東京都青少年問題協議会専門部会の検討状況についてご説明いたします。資料 9 をご覧ください。

それでは、都民安全推進部都民安全課、櫻井課長、よろしく申し上げます。

○櫻井都民安全課長 はい、ただ今ご紹介にあずかりました都民安全推進部の櫻井と申します。本日は、お時間をいただきましてありがとうございます。

報道でもございますが、ト一横に青少年が集まって、性被害に遭うなどしている現状について、非常に問題視されているところでございます。そうしたことを受けまして、都では、青少年問題協議会を立ち上げまして、今、まさに議論を始めたところです。もちろん、数年前から話題にもなっておりますし、我々としても警視庁等の関係機関からのヒアリング等を行っていましたが、今回、やはりこのタイミングでなるべく早めに会議を立ち上げたほうがよいだろうということで、こういう運びになったというところであります。

1 枚目の説明でございます。左側に東京都青少年問題協議会とありますが、これはずっと開かれている会議ではございません。青少年問題に関して審議する必要がある際に、ある種アドホックに立ち上げて、その時々話題に関して議論、審議をしていただくという会議体でございます。昭和 28 年度から始まっておりまして、会長は都知事、構成員に、区長、市長、都議会議員の先生方、学識経験者の先生方も入っております。

今回、右側に名簿がございますが、こうしたメンバーで審議を行っております。上から 3 つ目の学識経験者に関しましては、大学の先生であったり、青少年は SNS を使いますので、SNS の機構の方も来ていただいたり、また、弁護士の先生、あるいは、都民公募の先生、そういったメンバーにも来ていただいたりして、メンバー 10 名で構成しているというところでございます。

諮問事項は、犯罪被害等のリスクを抱える青少年の支援についてでございまして、今年 1 月に既に第 1 回を開催しておりますが、夏頃に答申を出すことに向けて、今、総会の下に置かれた、有識者の方々からなる専門部会を開いて、議論を進めている状況でございます。次のページ、お願いします。

若干、先ほどの説明と重複するところもございますが、現状という項目について、ト一横に SNS 等を通じて青少年が集まっておりますが、その青少年が来訪する背景も様々でございます。

居場所や仲間を求めるような者がいたり、やはりいじめがあるなどして、学校で居場所がなかったりと、様々な背景がございます。そこで犯罪被害等に遭ってしまう青少年がおりまして、現在も、東京都としても SNS を通じた啓発を行ったりとか、警視庁で言えば報道もされておりますが、一斉補導を行ったり、ビジネスホテルに啓発を行ったりということをしております。

また、新宿区は、ビブスを着た警備員の方に委託をして見回りをしたり、NPO 法人においては相談対応・支援をしたりしていますが、課題もございます。そこが 3 点整理され、資料に記載しておりますが、まず、1 点目は、やはり啓発をたくさんしても、そういう啓発にもかかわらず青少年がやはり集まってしまう状況がある。あるいは、やはりそういう刺激を求めてというところもあるやに聞いておりますが、とにかく、青少年が集まっている。

2 点目でございますが、そういう青少年が集まるところに、やはり悪い大人がいて、青少年に声を掛ける、誘惑をする、あるいは、被害に遭わせるというところがございます。

3 点目、もちろん全てのネットカフェ、ビジネスホテルではないですが、ある種、利用のハードルが例えば低いようなところに青少年が寝泊まりをする、そこを拠点としてまた広場に戻るといった状況もございますので、対策をしていく必要があるというところがございます。

そこで、一番下でございますが、青少年にどういった対策をできるのかと、どういうふうに関係機関と連携をして啓発をするのか。また、ビジネスホテルとかネットカフェに対して、やはり関係機関と連携をして啓発をするということは重要だというふうに考えますので、どのようにそういう対策をしていくかというところの話。こうした①、②、③というところを視座に据えながら、現在、専門部会での議論を進めている状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

○米今若年支援担当部長 ありがとうございます。

最後に、東京都若者総合相談センター、若ナビαの事業責任者、大西様より、若ナビαにおける相談対応状況についてご報告いただきます。資料 10 をご覧ください。若ナビαでは、おむね 18 歳以上の若者から相談を受け付けておりますが、今年度の相談を見てみると、コロナを理由とした相談が減ってきている一方で、孤独・孤立を感じている相談者が 1 割程度を占めております。

それでは、大西様、よろしくお願いたします。

○大西東京都若者総合相談センター長 東京都若者総合相談センターの大西と申します。どうぞ

よろしくお願ひいたします。現在、専門相談員 5 名、一般相談員 25 名の合計 30 名の相談員で午前 11 時から夜 11 時までご相談に対応させていただいております。

今年度の相談実績は、先月、2 月までに全相談件数が 8,400 件になります。内訳は、電話相談が 5,300 件、LINE 相談が 2,800 件、メール相談が 200 件、面接相談が 100 件と、全体の 6 割が電話、3 割が LINE 相談となっております。ご相談の件数は、昨年令和 3 年度実績 6,800 件と比較して、先月 2 月の時点で既に 1,600 件増えており、それはそのまま電話相談の増加分となります。電話、LINE 相談の相談時間を今年度 4 月より午後 8 時から午後 11 時に延長しております。夜の 3 時間の延長により、ご相談内容に軽重を付けることはできませんが、朝を迎えられないという不安や苦しみを訴える重い声が後を断ちませんでした。

先月の電話相談件数 670 件のうち、約 2 割 124 件が夜 8 時以降の電話相談件数となっております。今年度全相談件数 8,400 件のうち、3,500 件、4 割が新規でのご相談、4,900 件、約 6 割が継続でのご相談となっております。半数以上の継続でのご相談は、相談や解決というよりも、むしろ、日々の苦痛や不安に対する一時的な緩和を目的とした、ある意味、生活の一部となった居場所のような感もございます。

ご相談の内容は、複雑な養育体験、親からの虐待、学校生活でのいじめ、進学、進級、就職活動、転職での挫折、不安、あるいは、仕事、社会での自身の無価値感、そして、希死念慮、そういった悩みや課題が赤裸々に日々語られています。

子供の自立を巡る母親からのご相談も少なくはなく、時に父親からの家庭内暴力に関するご相談もお受けしております。中には、まるで相談員をいたずらに翻弄するような質問ばかりを延々と繰り返すようなご相談もございます。

ご相談の背景に共通して見えてくるのは、発達障害と言われる特性や、パーソナリティ障害、又は、うつ病、双極性障害などの精神疾患に苦しんでいる方、自分の存在意義、自立のためのアイデンティティを模索している姿、などです。

全てのご相談を自分自身、仕事関係、学校関係、対人関係、家族関係と大きく 4 つに分類して集計しておりますが、年間を通して、自分自身に関するご相談が 4,173 件と半分を占めており、そのうち、健康、メンタルに関するご相談が 1,743 件、次いで、家族関係に関するご相談の中の親子関係に関するご相談が 819 件と目を引きます。

私どもの相談体制は、相談場面では、傾聴を主としつつもみんなでチームとして連携し、対応方針やリファー先に対応しております。基本としては、1 人で相談員が抱えないで組織とし

て対応する、各相談員のキャリア、個性を発揮できるよう尊重しつつ、様々なご相談に対応できるような体制を基本としております。

精神疾患等、メンタルの問題や家族の問題、雇用、就業の問題、これは課題が複合的に重なり合い、リファーして解決が非常に難しいケースになります。専門相談員と一般相談員が連携し、課題を解きほぐし、優先順位を付けて課題を明確化しつつ、対面方式とオンライン方式での面談、面接相談という形でも対応させていただいております。

若ナビαは、今年の夏、チャットボット若ナビαと、東京都のホームページに導入していただき、また、今年1月にはYouTube 東京動画に、元AKBの方のPRを流していただき、その後、大幅に相談件数が急増しております。

最後に、若ナビαの課題といたしまして、振り返って3点述べさせていただきます。

面接相談につながる実績が少なかったこと、メール相談、面接相談にあります外国語対応の件数も少なかったこと、また、相談件数は増えましたが、その活動の質や成果というものが十分つかみ切れていないというところが我々の反省するところでもあり、今後、面接相談の実施や、生活者としての外国人や留学生、技能実習生の方々へもご利用のハードルを低くすることや、相談後の評価も確認していきたいと考えております。

私から以上になります。ありがとうございました。

○米今若年支援担当部長 どうもありがとうございました。若ナビαでは、今後も関係機関の皆さまと連携しまして、若者支援を進めてまいりたいと思っております。引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。

以上で本日予定しておりました議題は全て終了いたしました、全体を通じまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、また、何かありましたら事務局のほうにいろいろとお話ししていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

では、本日は委員の皆さま、各局の様々な取り組みをご紹介いただき、また、資料の作成にご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

悩みや困難を抱える子供・若者が適切な支援につながるよう、東京都といたしましても関係各局、連携、協力し、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、お集まりの皆さまにおかれましても、引き続き地域におきまして、関係機関とのネットワーク連携強化にご協力いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、閉会とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。  
이었습니다。

午前11時39分閉会